

甲府市農業委員会 2月定例総会議事録

1. 日 時 平成31年2月26日（火曜日）午後2時00分から3時07分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（16名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦

【農業委員】

1番 保坂 敬夫 2番 福島 昌之 3番 矢崎 正勝 4番 米山 夫佐子
5番 落合 洋子 7番 土屋 三千雄 9番 菊島 建 10番 關野 登
11番 森 信二 12番 花形 満寛 13番 末木 瑞夫 14番 土屋 正人
16番 小林 雅宗 17番 山本 一

4. 欠席委員（3名）

【農業委員】

6番 田中 由美 8番 長田 孝夫 15番 萩原 爲仁

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事務局 長 青木 進
農地係 係 長 齊藤 欣也
主 事 一ノ瀬 匠
振興係 係 長 岡 正己

6. 議 案

議案第1号 農地法第5条による競・公売適格証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 特定農地貸付（市民農園）の承認について
議案第6号 平成31年3月告示分農用地利用集積計画について
議案第7号 地域農業マスタープランの見直し（北部・南部・中道上九）

報告案件

報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

- 報告第3号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）
- 報告第4号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
- 報告第5号 競・公売適格証明について（市街化区域届出）
- 報告第6号 耕作土搬入届出について
- 報告第7号 農用地利用集積計画の解約について

午後2時00分 開会

○事務局（斉藤係長）

それでは、平成30年度2月定例総会を始めます。

本日の会議は、農業委員が定数19名中16名の出席により過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

つづきまして、西名会長よりごあいさつをいただきます。会長お願いいたします。

○議長（西名会長）

《 西名会長 挨拶 略 》

○事務局（斉藤係長）

ありがとうございました。それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会2月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参りますのでお願いします。

それでは最初に、2月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番により3番の矢崎正勝委員と、4番の米山夫佐子委員のお二人にお願いしたいと思います。

それでは早速、議案の審議に入っていきますと思います。議案第1号は農地法第5条による競・公売適格証明についてです。事務局より説明してください。

○事務局（一ノ瀬主事）

今月の第5条の競売適格証明願は2件ございます。今回の願出人は競売地を営業所兼駐車場として転用したいという方と競売地を資材置場として転用したいという方の5条の資格審査を求めるものです。

議案書1ページの1番、地図は1ページの競・公売適格証明願5条No.1・2をご覧ください。競売地の所在・地目・面積・願出人については、議案書記載のとおりです。中道橋南詰交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は雑種地及び宅地、南面・西面・北面は宅地となっています。農地区分は、第2種農地と判断いたしました。願

○事務局（一ノ瀬主事）

特定農地の貸付は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律で定められており、法第3条の特定農地貸付けの承認を求めることができますとされています。

特定農地貸付法の解説としては、法第3条、特定農地貸付けを行おうとする者は、その特定農地貸付けについて、申請書に貸付規程及び貸付協定を添えてその特定農地貸付けに係る農地の所在地を管轄する農業委員会に提出して、承認を求めることができますとあります。これを受けて農業委員会は承認の申請があった場合において、つぎに掲げる条件に該当すると認められる時はその旨を承認することができますとされています。

貸付規定には①市民農園として利用する農地の所在、地番及び面積、②市民農園を借りる者の募集及び選考の方法、③市民農園の区画の貸付けの期間その他の条件、④市民農園の貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法、⑤その他農林水産省令で定める事項がすべて記載されており、貸付規定に必要とされている全ての条件を満たしております。また、農業委員会に承認を得る際には、①市民農園の周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、市民農園が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること、②市民農園を借りる者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること、③前項第三号から第五号までに掲げる事項が、特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること、④その他政令で定める基準に適合するものであることの全ての条件に該当している必要があり、全ての条件に該当しております。

議案書7ページの1番、別紙地図の特定農地貸付No.1の10ページをご覧ください。申請地の所在・地目・面積・申請者等については議案書記載のとおりです。蛭沢川橋から30mほど北西に位置する農地で、申請者は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めることを目的に市民農園として既設市民農園48区画の隣に追加で開設し、貸付けたいとのこと。申請者は、特定農地貸付規定を定めております。また、貸付期間は10か月間とし、賃料は1区画当たり4,166円となっており、開設規模については、1区画40㎡で、計50区画の計画となっております。説明は以上となります。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。つぎに、地元委員である米山委員より補足説明をお願いします。

○山城地区委員（米山委員）

山城地区の米山です。よろしくお願いいたします。事務局の説明のとおりで、私から特段説明することはありません。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございます。地元委員から説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。皆様から質問や意見がありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

先般、研修を受けた山梨大学小曲圃場の北側、中央道沿いです。既存の市民農園に続いてということで、大変人気があるということで、このような形になったと思います。それでは、意見もないようですので、ここで採決をさせていただきます。議案第5号特定農地貸す付けに賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成をいただきましたので、この案件については承認されたということで、回答して参ります。

つぎに、報告第1号から第6号について事務局より説明してください。

○事務局（一ノ瀬主事）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書8ページをご覧ください。先月の総会案件のうち、5条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、いずれの案件も許可相当との答申を受けました。9ページからは平成31年1月18日から平成31年2月18日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。なお、それぞれの転用目的や農地の所在・届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。以上となります。

○議長（西名会長）

ただいま、事務局から報告第1号から6号の説明があつたところですが、報告事項ではありますが、皆様の方から何かお聞きしたい点がありましたらお願いします。

《 質問・意見無し 》

○議長（西名会長）

報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

つぎに、議案第6号は平成31年3月告示分農用地利用集積計画についてですが、審議に先だち、利用権設定の2番、3番の案件は山本委員が関係する案件ですので、農業委員会法第31条の規程に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議の折には、ご退席をお願いします。また、審議終了後は、再びご着席をお願いします。

それでは議案第6号の内、利用権設定の2番、3番を除く案件について事務局より説明してください。また、関連がありますので報告第7号農用地利用集積計画の解約についても併せて報告してください。

○事務局（岡係長）

それでは説明に入ります。今月は、所有権移転4件、新規設定12件、再設定7件、計23件の申出がありました。

議案書16ページの表は、所有権移転です。千代田・玉諸・山城地区からの申出があ

〇〇ということです。いずれも譲受人の〇〇〇〇の意思ということでの売買ということ
とです。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。つぎに、3番の案件について、玉諸地区の落合委員からお
願いします。

○玉諸地区委員（落合委員）

前の案件にも出てきた方で、何ら問題はないと思います。ご審議のほど、よろしく
お願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。つぎに、4番の案件について、山城地区の米山委員からお
願いします。

○山城地区委員（米山委員）

米山です。こちらも問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。つぎに、利用権設定の1番の案件について、大里地区の
菊島委員からお願いします。

○大里地区委員（菊島委員）

菊島です。〇〇〇は、私のところで研修していました。地主の〇〇〇〇が中道の方
で話をしたところ、この畑を借りて農業を始めようということになりました。元々家
は下向山にありますが、私の家の近くに家を借りて、仕事をスタートさせようとが
んばっているところです。よろしくお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。つぎに、5番から12番の案件については中道南地区の柿
嶋職務代理からお願いします。

○中道南地区委員（柿嶋職務代理）

22ページ5番から25ページの12番まであります。下曾根地区を担当する山本委員
さんのところが3箇所、私の担当する右左口地区が8箇所ほどあります。この法人は
昨年〇〇月にメンバーが〇〇〇〇〇〇しました。70代が〇人、60代が〇人で、右左口町
の七覚という所で法人として設立しました。代表者は私の同級生です。右左口地域、
下曾根地域にそれぞれ土地を借りて〇〇筆〇〇〇㎡ほどですが、これを初期のステッ
プとして、農業法人としての耕作放棄地にも貢献したいという思いが強く持っていま
す。ただし、私や〇〇〇〇が心配しているのは、法人を設立した方々の先代は農業を
やっていたのですが、子供さんたちは農業経験がないところです。

地域の中で〇〇歳位の、農業を〇〇年以上やっている人をアドバイザーとしてお願
いし、昨年から必要に応じ現地で確認やアドバイスをしてもらっています。私も自分
の地区なので、どこの畑でなにを作っているなどわかっているので、必要に応じて法
人にアドバイスをしていきたいと思っています。いずれ農地中間管理機構も使いなが
ら、できる限り前向きに取組んでいただけたらと思っています。ご審議のほど、よろ

しくをお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。ひとつとおり地元委員から補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。皆様から質問や意見がありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、意見もないようですので、ここで採決をさせていただきます。議案第 6 号のうち、利用権設定の 2 番と 3 番を除く案件について賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成をいただきましたので、この案件については決定をして参ります。報告第 7 号については、報告事項ですのでご了承いただきたいと思います。

それではここで、山本委員にはしばらく退席をお願いします。

【 山本委員 退席 】

○議長（西名会長）

つづきまして、議案第 6 号の内、利用権設定の 2 番、3 番の案件について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（岡係長）

21 ページ 2 番と 22 ページ 3 番は借り手が同一のため、合わせて説明します。

借り手・貸し手及び、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりとなっております。以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。これより質疑に入ります。皆様から質問や意見はありますか。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、意見もないようですので、ここで採決をさせていただきます。議案第 6 号利用権設定の 2 番と 3 番の案件について賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成をいただきましたので、この案件については決定をして参ります。それでは、山本委員には着席をお願いします。

【 山本委員 着席 】

○議長（西名会長）

それでは、つぎに、議案第 7 号は地域農業マスタープランの見直しについてです。
農政課の山本課長補佐が見えておりますので、説明をお願いします。

○農政課（山本課長補佐）

農政課の山本です。貴重なお時間をいただきありがとうございます。
本日は地域農業マスタープランの変更について、ご説明させていただきます。皆様には毎年、この変更についてご審議いただいておりますが、今回は、南部平坦地域、北部山付き東部果樹地域、中道上九地域の 3 つのマスタープランの中心となる経営体の追加になります。

《 別紙 『地域農業マスタープラン見直しについて』 説明 》

○議長（西名会長）

農政課の山本課長補佐からマスタープランの見直しについて説明がありました。
これより質疑に入ります。皆様の方からご意見やご質問がありましたらお願いします。

《 質問・意見無し 》

○議長（西名会長）

いずれも前向きな見直しです。それでは採決させていただきます。
マスタープランの見直しについてご賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。
全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、この案件については決定して参りたいと思います。

○議長（西名会長）

以上で、今日予定している案件は、全て終了いたしました。
皆さんから、他に何かございますか。

○議長（西名会長）

それでは、特別無いようですので、以上をもちまして 2 月定例総会を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。

午後 3 時 07 分 閉会

会 長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印